

事務連絡
平成26年12月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第498号）が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

① 標準型

B0021120901

② 自動調整機能付き

B0021120902

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

改正前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112	ペースメーカー					
(1)	シングルチャンバ					
①	標準型	B002	112	01	01	
②	MR I 対応型	B002	112	01	02	
(2)	削除					
(3)	デュアルチャンバ (I 型・II 型)	B002	112	03		
(4)	削除					
(5)	デュアルチャンバ (III 型)	B002	112	05		
(6)	デュアルチャンバ (IV 型)					
①	標準型	B002	112	06	01	
②	MR I 対応型	B002	112	06	02	
(7)	トリプルチャンバ (I 型)					
①	標準型	B002	112	07	01	
②	極性可変型	B002	112	07	02	
(8)	トリプルチャンバ (II 型)					
①	単極用又双極用					
ア	標準型	B002	112	08	01	1
イ	MR I 対応型	B002	112	08	01	2
②	4 極用	B002	112	08	02	1
(9)	<u>トリプルチャンバ (III 型)</u>					
①	<u>標準型</u>	<u>B002</u>	<u>112</u>	<u>09</u>	<u>01</u>	
②	<u>自動調整機能付き</u>	<u>B002</u>	<u>112</u>	<u>09</u>	<u>02</u>	

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112	ペースメーカー					
(1)	シングルチャンバ					
①	標準型	B002	112	01	01	
②	MR I 対応型	B002	112	01	02	
(2)	削除					
(3)	デュアルチャンバ (I 型・II 型)	B002	112	03		
(4)	削除					
(5)	デュアルチャンバ (III 型)	B002	112	05		
(6)	デュアルチャンバ (IV 型)					
①	標準型	B002	112	06	01	
②	MR I 対応型	B002	112	06	02	
(7)	トリプルチャンバ (I 型)					
①	標準型	B002	112	07	01	
②	極性可変型	B002	112	07	02	
(8)	トリプルチャンバ (II 型)					
①	単極用又双極用					
ア	標準型	B002	112	08	01	1
イ	MR I 対応型	B002	112	08	01	2
②	4 極用	B002	112	08	02	1
(9)	<u>トリプルチャンバ (III 型)</u>	<u>B002</u>	<u>112</u>	<u>09</u>		